

広川町農業委員会

第 13 回総会議事録

令和 3 年 8 月 5 日

広川町農業委員会第13回総会議事録

令和3年8月5日広川町農業委員会第13回総会が広川町民交流センター2階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について
議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する農地取得のための「下限面積」の設定について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
議長	大石 義勝	6	馬場 敦子
会長代理	古賀 秀之	欠席	渡邊 和江
1	中村 和浩	8	鐘ヶ江 百合子
2	中村 正明	9	山崎 義史
3	山村 佳代子	10	稲員 雅史
4	梅本 康孝	11	野田 光浩
5	丸山 敬二郎	12	渡邊 鉄也

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
—	田中 秀典	8	弓削 和幸
2	重野 秀夫	9	船越 誠治
—	鹿田 勝師	—	野田 隆文
4	萩尾 喜久夫	11	山下 淳
—	丸山 和幸	12	中島 和彦
6	馬場 啓介	13	牛島 信二
—	中島 康則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 川村 亮二 書記 熊添 博

会長代理 古賀秀之 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告、並びに出席委員が過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項1件、議案第1号2件、議案第2号10件、議案第3号1件、議案第4号1件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、8番 鐘ヶ江百合子 委員、12番 渡邊鉄也 委員を指名し審議に移ります。報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知、事務局の説明をお願いします。

事務局 第1項大字 新代 字 正香 3筆、借受人：■■■■、貸付人：■■■■ 理由：広川町職員駐車場として転用する旨説明。

議長 事務局の説明が終わりました。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし

議長 次に進みます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字 長延 字 鹿ノ子 1筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買 相続代理人より譲り受けることを説明。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

4番 萩尾喜久雄 推進委員 譲渡人の■■■■さんは亡くなられており、相続財産管理をされている■■■■より、■■■■さんが取得されるのでよろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

4番 梅本康孝 委員 申請地は水稻を作付けられるんですか。

4番 萩尾喜久雄 推進委員 そのように聞いております。

議長 順位1について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位2 大字 新代 字 下相川 1筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9 番 船越誠治 推進委員 申請地は事務局から説明があった、■■■■が建売住宅として転用許可を受けている土地に接した農地を取得されるということですのでよろしくをお願いします。

8 番 鐘ヶ江百合子 委員 申請地は管理されていないようですが。

事務局 取得後は、普通野菜を植えられるように聞いております。

議 長 順位 2 について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。（賛成多数。）

議 長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。次に進みます。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について順位 1 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字 水原 字 東山仁田 1 筆 、 申請人：譲受人 ■■■■、譲渡人 ■■■■ 転用目的：資材置場 契約の種類 使用貸借権の設定

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

2 番 重野秀夫 推進委員 申請地は草刈り等、管理のみされている農地で資材置場に転用したいということですのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。（賛成多数。）

議 長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。次に進みます。順位 2 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 2 大字 長延 字 鹿ノ子 1 筆 、 申請人：譲受人 ■■■■ 譲渡人 ■■■■ 転用目的：事務所用地 契約の種類 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

4 番 萩尾喜久雄 推進委員 申請地は植木が植栽されていましたが、以前から売買を希望されておられ、今回八女市のコンピューター関連の業務をされている会社が事務所用地とし

て申請されるものですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。（賛成多数。）

議 長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。次に進みます。順位 3 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 3 大字 久泉 字 鳥越 1 筆 、 申請人：譲受人 ■■■■■ 譲渡人 ■■■■■ 転用目的：車庫及び資材置場用地 契約の種類 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

6 番 馬場啓介 推進委員 この案件につきましては、先月の総会で取り下げされた案件で申請地と申請内容については事務局から説明があったとおりで、水利承諾も取られており問題もないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 3 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。（賛成多数。）

議 長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。次に進みます。順位 4 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 4 大字 久泉 字 中牟田 3 筆 、 申請人：譲受人 ■■■■■ 譲渡人 ■■■■■ 転用目的：クレーン事業用地 契約の種類 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

6 番 馬場啓介 推進委員 申請地は久泉のマンションの南にある農地で現況は草が生い茂った荒地となっております。申請地はクレーン置場と事務所用地で利用されるということで通学路もありますのでクレーン車の通行には注意されるようにっております。尚、水利承諾も取られておりますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 稲員雅史 委員 申請地の状況は荒地となっているようですので、管理されるように

指導をしていただきたい。

6 番 馬場啓介 推進委員 年に1回は草刈りをされています。

議 長 順位2について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位4について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。(賛成多数。)

議 長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。順位5及び順位6については事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位5 大字 太田 字 裏牟田 3筆、順位6 大字 太田 字 裏牟田 1筆
申請人:譲受人 ■■■■■ 譲渡人 順位5 ■■■■■ 順位6 ■■■■■ 転用目的:
資材置場及び作業場用地 契約の種類 賃貸借権の設定 その他 違反転用案件につき経緯
説明

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

8 番 弓削和幸 推進委員 昨年の今頃だと思いますが、近所の方から大型トラックが申請地に砂利を搬入し資材置場として利用しているとの連絡を受け、事務局に連絡したところ農業委員会事務局と農政係が関係者と話し合いの場を設けるといことになり■■■■と話ししたところ10tトラック30台は土砂を入れているということでした。■■■■としては違反転用したことについては深く反省し搬入した土砂については全て撤去するということをおっしゃいました。そのことを地元の方達に説明したところまた砂利を搬出するときに大型トラックが通行する時に通学路として学生達も利用している道路であり危険でないかとの意見が出され、現状のままで農業委員会が認めるのであれば、資材だけ搬出されて砂利については現状のままでお願いしたいとのことでした。■■■■としても違反転用については十分反省しておられますので委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位5及び順位6について質問意見等ありましたらお願いします。

5 番 丸山敬二郎 委員 譲渡人の方はいつ頃から■■■■に貸してるんですか。

8 番 弓削和幸 推進委員 何年か前から貸されているということですが当初は砂利も今のように入れてなかったということです。

2 番 中村正明 委員 違反転用する前が田になっているなら田に現況復旧させるべきではないでしょうか。

8 番 鐘ヶ江百合子 委員 先程も弓削推進委員から説明がありましたように当初は土砂を全部撤去することを言われましたが、地元も申請地の砂利を再度搬出した場合、ため池の道路が損傷したため池の水が集落内に流れ込むのではないかと心配されておりました。

5 番 丸山敬二郎 委員 砂利を搬入されるときは、どの道路を通られたのですか。

8 番 弓削和幸 推進委員 ため池の道路と南側の道路を利用されていました。

11 番 野田光浩 委員 申請人も違反転用されたことについては反省もされ誠意も示されており、地元とも現状のままで申請されることに了承されているということですのでそれらを含めて総合的に判断されたほうがいいと思います。

8 番 弓削和幸 推進委員 私も農業委員会で審議していただく以上は、先程申しましたとおり農業委員会事務局や農政係とやり取りをおこない、地元の方達とも協議を重ねて審議をお願いしているところです。

会長代理 私も現地を見ましたが、資材については撤去されており地元との協議も現状のままで承認がされているということが確認できていればいいのではないかと思います。

6 番 馬場敦子 委員 違反転用されているのは、■■■■さんの農地だけですか。

8 番 弓削和幸 推進委員 ■■■ ■■■さんの農地だけで、山崎さんの農地は違反転用されておりません。

6 番 馬場敦子 委員 ■■■ ■■■さんについては違反転用をされたことは認識されていたんですか。

8 番 弓削和幸 推進委員 お話するまでは、認識されておりました。

6 番 馬場敦子 委員 ■■■ ■■■は他に違反転用されていることはないのでしょうか。

8 番 弓削和幸 推進委員 集落内に他に 1 か所資材置場を持っておられますが地目は雑種地となっております違反転用はされておられません。

議 長 順位 5 及び順位 6 について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 5 及び順位 6 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 賛成多数。

議 長 賛成多数で認める事とします。次に進みます。順位 7 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 7 大字 新代 字 西原 1 筆 、 申請人：譲受人 ■■■ ■■■、譲渡人 ■■■ ■■■ 転用目的：建売住宅用地（1 棟） 契約の種類 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9 番 船越誠治 推進委員 申請地は宅地に囲まれている農地で建売住宅用地として転用許可を雑排水については浄化槽を通じて南側に流されるということですのでよろしく申し上げます。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 7 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 7 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。順位 8 事務局の説明をお願いします

事務局 説明 順位 8 大字 新代 字 正香 3 筆、申請人：譲受人 ■■■■■、譲渡人 ■■■■■他 2 名 転用目的：駐車場用地 契約の種類 売買

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9 番 船越誠治 推進委員 町の駐車場用地として転用されるもので利用権設定により貸付けられていたが合意解約され水利関係の承諾も取られているので何ら問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

10 番 稲員雅史 委員 申請地の一部に土地改良区内の農地が含まれておりますが了解済みであることを報告いたします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 8 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 8 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。順位 9 事務局の説明をお願いします

事務局 説明 順位 9 大字 広川 字 今堂 1 筆、申請人：譲受人 ■■■■■、譲渡人 ■■■■■ 転用目的：資材置場用地 契約の種類 売買

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

11 番 山下 淳 推進委員 申請地は知徳の納骨堂から東へ行った農地で申請人は筑後の■■■■の関連会社で雑排水を天津池に流さないことを条件に水利承諾もされておりますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 9 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 9 について異議が無い方

の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。次に進みます。順位 10 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 10 大字 一條 字 上南原ノ四 2 筆、申請人：譲受人 ■■■■、
譲渡人 ■■■■ 転用目的：一般住宅及び資材置場用地 契約の種類 売買

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

12 番 中島和彦 推進委員 申請地は事務局から説明があったとおり一條納骨堂の南側の農地で周囲は住宅があり農地転用について何ら問題はないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 10 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 10 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で認める事とし休憩します。

休憩 14：40 分 再開 14：50 分

議長 休憩を取り消して、議事を再開します。議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について説明をお願いします。

事務局 説明 農業経営基盤強化促進法による所有権移転 1 件 1 筆

議長 事務局の説明が終わりましたので、お意見質問はありませんか。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。引き続き議案第 4 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する農地取得のための「下限面積」の設定について事務局の説明をお願いします。

事務局 広川への定住促進のため町内の農地付き住宅を取得する場合下限面積の引き下げする場合農業委員会の承認が必要であることを説明。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、お意見質問はありませんか。

6 番 馬場敦子 委員 町内の空き家件数を教えてください。

事務局 5年前の調査ですが388件の空き家を把握しています。

6 番 馬場敦子 委員 空き家は住める状態ですか。

事務局 全てが住める状況の空き家ではありません。

2 番 中村正明 委員 取得される場合は農業委員会の農地法3条許可は不要なのでしょうか。

事務局 農業委員会の農地法3条許可は必要です。

議 長 他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。議案第4号について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。(賛成多数。)

議 長 全会一致(賛成多数)で承認いたします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 古賀 秀之 以上をもちまして、第13回農業委員会総会を終了します。ありがとうございました。